

第26回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年9月5日(月) 午後2時00分

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 10名
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅
6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男 10番 林 忠治
11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 1名

事務局 出席者
事務局長 酒井 紀明
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について
議案第3号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について
5. その他
6. 次回委員会等の開催予定について
第27回総会
日時 令和4年10月5日(水) 午後2時から
場所 上市町役場2階 第1会議室
7. 閉会

14:00 開会

事務局長 それでは、第26回上市町農業委員会総会を開催いたします。宜しく願いいたします。
只今の出席委員は、12名中10名であり、定足数に達しております。総会が成立することをご報告いたします。推進委員につきましては金子推進委員さんのご出席をいただいております。
それでは、開会にあたりまして、碓井会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 はい。会長どうもありがとうございました。
それでは議事に入ります。
総会の議事は会長が行うことになっておりますので会長宜しく願います。

会長 でははじめに、議事録署名委員の指名を行います。8番 大江委員、9番 青木委員をお願いいたします。なお、会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。
これより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は3ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧もご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いいたします。

委員 農地の場所は、●●小学校の近くです。写真を見られたらわかるんですけど、現在作付けはしてなくて、保全管理を一生懸命周りの草を刈っておられるところです。●●さん自身は町外でも農地を借りて耕作しておられます。●●さんは元々町外の方で、3年前くらいに農業をやりたいと●●の方で空き家だったのかな、農地と住まいも借りてやっておられて、今現在は●●市の方でも研修がてら聞きながら、自作で田んぼの方を作っておられます。ゆくゆくは農地を拡大して独立してやりたいと言っておられます。主に農業を使わない自然栽培を目指しておられまして、そういった栽培をやりたいと話をしておられます。周りの方々には迷惑かからないように、草刈り等はしっかりとしますと話しておられました。地域の了承も得ておられますし特に問題はないと思います。よろしく願います。

会長 はい。推進委員の●●さんから何か聞いてられる？

事務局 はい。●●さんからはとくにご意見はないと伺っております。

会長 それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は発言お願いいたします。

事務局 補足で説明します。議案書にある借り入れの面積なんですけど、議案第2号に出てくる集積の分です。反対に利用集積の方では自作の方に3条の面積が反映されているかたちです。この両方を今日ご承認いただいて、農地取得の5,000㎡の要件を満たすこととなります。

会長 ●●市での耕作面積はどれくらいかわかるの？

事務局 ●●市の方は実際契約しておられるかわかりません。面積要件を満たしましたので耕作証明をもらっていないので確認しないとわかりませんね。

会長 働きに行っておられるんだよね？

事務局 そうですね。●●市で研修のようにしておられると聞いています。

会長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

会長 議案第1号については全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

事務局 では次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 農用地利用集積計画については、6ページをご確認願います。以上です。

事務局 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

会長 無いようなので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

事務局 全員賛成と認めます。議案2号については原案のとおり承認いたしました。

事務局 では次に「議案第3号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 申請地見取り図は9ページから13ページでございます。現地写真も確認されご審議いただきますようお願いいたします。

事務局 今回の農地の案件については、すべて令和3年度に行った農地パトロールで非農地としたらよいのではないかと委員の皆さんで判断された土地になっております。本日正式に非農地かどうか決定したいと思うのでご審議のほどよろしくお願います。県から、非農地判断マニュアルの提供があったので、参考にさせていただいて決定していただければと思います。よろしくお願いたします。以上です。

会長 はい。ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員、推進委員から説明と意見を願います。ではまず1番から6番と8番から10番を●●委員から願います。

委員 はい。写真を見ながら説明させていただきたいと思えます。1番と2番が隣同士になっていて、境がわからないくらい状態なので、同じ説明とさせていただきます。1番と2番の場所は、●●学校の校庭の裏道を●●の方へ向かったところにあります。角地になっていて、住宅との間には、セメントの境がありますので、境はちゃんとしてあります。ただ、1と2の境は何処かわからない状態です。写真見られたとおり、木は生えるわ、葛の木はあるわ、もう何十年も何にもしてない状態です。結論から言いますと、非農地だと思います。

3番に行きます。写真ではまだきれいに見えますけど、今も私見てきましたが、セメントの境がわからない状態、葛の木があります。ここも畑地なので、道はあるようなないような状態です。入っていく時は、今申しました、●●学校の道の●●●●さんの横の道を行くか、畑地なのでまともな道があるような、ないような状態の中にあります。ここは隣も草が生えております。もう何十年誰の畑だったんだろうっていうくらいの荒地です。今から畑をしようと思っても、大変だと思います。今写真では刈ってある横の方はなおさらひどいので、来年あたり非農地になるかなと考えております。まあ、何十年もですから、結論から言いますけど、非農地だと思います。

次に4番です。4番と5番も写真を見ていただけたらわかるんですけど、木が生えてますし、手つかずの状態です。2か所とも隣同士にありまして、見に行ってきましたら、辺り中放棄田です。周囲の少しの部分は何年か前には管理に入っているのかなと思う所もありましたが、4番と5番はもうどうしようもないくらいの荒地です。結論から申しまして、ここも非農地と言ってもいいと思っております。

それから、6番です。ここも写真を見られたとおり木が生えて、ひとつも手が入った状態ではありません。道も何もないんで、畑地と田んぼとの境かと思うんですけども、何年も入ってない状態で、非農地になってもいいと思いました。

委員 飛ばして8番にいきます。8番はですね、写真見ていただくと、隣との塚の草は刈ってありますし、そんなに大きな木の状態ではないんですけど、ツタの葉がはびこってありました。●●地区の高速道路と●●川との堤防のちょうど下にありました。私が行った時も、隣との境は、草刈ってありましたけども、誰が刈られたのかわからない状態です。ただ、非農地としてあんまり大きい木が生えていなかったのも、どうすればいいかわからなかったのも、事務局に相談に行きました。そしたら、今までずっと耕作はされていないですし、今後も耕作する状態ではないとの返事をいただきました。また、前任の推進委員さんのお話では、所有者は近所の人とも余り関わる人ではないようで、村の人たちもそこを耕作しようとか、手入れしようとかっていう気持ちもないのではないかと話をされていたそうです。ただ、写真を見られたとおり、そんなに荒れていないので非農地にしてよいか決断しにくいので、皆さんと相談をして判断したいという結論に達しました。

最後に9番と10番です。写真を見られたとおり、木が両方とも大木になっておりました。片方の9番の方の田んぼの方には、果樹園の木も植えてありました。写真は道のふちになっておりますけど、こっちの道と●●公民館へ通る道とちょうど両方に挟まれた土地です。自宅の方は、公民館の通りの方にごさいました。調べにいった時は、あまりにもひどいので非農地かなと思っておりましたが、9月1日に事務局から連絡がありました。所有者の●●●●さんから、家の方と田畑の方を綺麗にしようと作業しておりますので、非農地にしてほしくないという電話があったそうです。ですから、所有者さんの意向がわかったので非農地にする必要はないかと思えます。今日は推進委員の●●さんが来ておられないですけれども、9番と10番は、隣どおしになっております。9番の方が綺麗になりますと10番の方も綺麗になるかと思うと●●さんの意見です。それで結論的には9番と10番は非農地としないしてほしいと思っております。説明は以上です。

会長 はい。●●委員多くの案件についてありがとうございました。では次に7番の案件について、●●委員がご欠席なので、●●推進委員からご意見をお願いします。

委員 (7番について) はい。場所としては、●●●の駅の向側の方、それと村の中に入った●●神社の所の横にある一角なんですが、話では日も当たらず耕作はしにくい場所であると聞いています。地盤として農地として適していないのではないかなと思います。

会長 はい。ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

会長 まとめますと、9番と10番は●●委員の方からは非農地としてしない方がいいんじゃないかということで、8番は皆さんでご検討していただきたいと。あとは●●委員さんの方の1番から6番は非農地ではないかと。7番についても、●●さんは非農地としてすべきじゃないかのご意見だったと思えますので皆さんご検討いただいて、承認いたしたいと思えます。

委員 非農地と該当するように判断した場合の後の、農業委員会としての事務手続きは？

事務局 非農地と判断すると所有者さん宛に、非農地通知書を送ります。内容としては農業委員会でこの土地は非農地と判断したので、農家台帳から削除いたしますと。併せて関係機関に非農地と判断した事を伝えます。というように書いてあって、関係機関に同じように非農地台帳を送付します。いつ非農地と決定したかを法務局と町の財務課、県、土地改良区の方に同じように、非農地判断を行った通知をいたします。所有者さんの方には、非農地判断をしたので地目変更登記をぜひお願いしたいということで、そのご案内の文書も一緒に付けて送る事になっています。

会長 税金の方は？

事務局 税上は、現況課税になります。今案件にあがっている所が非農地判断されますと、税側はおそらく原野等に地目を変えたいと思います。来年の課税分から適用になると思われます。

委員 登記はしなくてもなるのか？

事務局 登記しなくてもなります。このマニュアルにも書いてあると思うのですが、地域によっては、地方税法で職権で登記地目も変えることは可能なので、それを推奨します。とありますが、財務課に確認すると、税金上は現況課税ができるので、そこまで町の方で対応はしませんとのことでした。

委員 気をつけたいのは、土地改良のことなだけ。

事務局 そうですね。はい。

委員 そしたら、今回の案件で対象はない？

事務局 7番は土地改良事業の受益地です。関係機関にも議案書をお送りしてるので、●●土地改良区からこれはどうするのかと事前に問い合わせがありました。過去にも、土地改良事業が入っている所で非農地判断されたところがあったようで、その時は、決済金の事務が発生してくる流れになるかと思えます。

会長 一応問題点、非農地にするって事については、農業委員会の責任で重いですからいくつか確認したんですけど。非農地にして、周囲に及ぼす影響が心配です。

事務局 はい。

会長 何かその他、ご意見ご質問ありますか。では9と10の案件については、非農地にしないっていう事なんですけど。8番については皆さんどんなお考えでしょうか。これいつの写真？

事務局 8月19日だったと思います。

事務局 今この写真では草丈低いですけど、●●推進委員がお近くなんでよく知ってられて、お話し何うと所有者の方がこっちに居られない方なので、地域の方が刈っておられると。周りだけは草刈りしておられるようです。

会長 用水の所も草がありそうだけ。

委員 流れてはありました。今のところ

委員 これ冬なったら枯れて来年の春詰まってしまうか。

委員 可能性があるから地域で対処しておられるんでしょうか。

会長 どうですか。8番について皆さんのご意見は
委員 草刈ってあるか怪しいですから、非農地とそのうちなると思います。

委員 隣の田んぼとの境は結局自分の所に覆い被さってくるのが嫌で、道の草刈るついでに、機械かなんか入ったよ
うな状態ですね。

委員 隣の人が管理してるんでしょう。

会長 今年の8月の遊休農地の農地調査の時にここ遊休農地であげてられました？
委員 すみません。●●地区は、●●さんに任せておりました。
事務局 ここは毎年あがっています。
会長 耕作されているあとはない？
事務局 ないです。ここずっとないと思います。
会長 春先に一回刈ったら、今のうちだと伸びるかな。
委員 春先も刈ってない。
委員 実際見ると、これより綺麗
会長 これ、遊休農地の案内でしたら、返事は返ってきた場所なのかな。
事務局 返事は返ってくるんですけど、回答内容は「どうしようもないです」です。
委員 ここ非農地にしたらどうなる？
事務局 農地から外れると、農地法の縛りが無くなるのでいろんな事業はやりやすくなるかと思います。
委員 放置させろって言っているわけではないよね。
事務局 そう言っているわけではないです。やはり平場は判断が難しいですね。

会長 管理してくださいって指導は？
事務局 農業委員会から出すことはなくなると思います。
会長 その場合は何処で出す。
事務局 町民課になるのではないのでしょうか。
会長 非農地にすべきじゃないというご意見かなと思うんですけど、皆さんどうですか。
委員 一番詳しい●●さんは今日来ていない。
事務局 そうなんです。
委員 それをここで決めるってことは難しいんじゃないでしょうか。
委員 ●●さんも●●さんにお任せしていると。
会長 その8番は現地を確認した●●さんが今日居られんので、来月にもう一回審議しましょうよ。来月の議案書は
事務局 挙げんでもできるんでしょう？
会長 本日決済できなければ、来月改めて挙げます。
委員 7番はどうですかね。

委員 地元の方は何とかしてくれと言っておられるんですけど、本人には伝わらず、なんかちょっと関わりたくない
ような人みたいで、本人には誰も直接話をしないみたいなんです。

会長 何とかしてって地元から意見があるのに非農地にして何にもできませんって余りにもちょっと農業委員会は何
をしてるんだって思うところもありますよね。
委員 こんなに伸びてしまうと刈るのも大変ですね。
委員 他に田んぼは？
事務局 他には持っておられません。
会長 非農地判断は悩ましいところなんですけど、●●委員さん欠席で具体的などころわからない、いろいろ説明し
ていただいているんだけど
事務局 ●●委員さんからは非農地の話を直接聞いてないです。
会長 そしたら、次回改めて検討することにしましょう。2つの場所はも一度来月確認。

事務局 わかりました。そしたら、ここ2か所来月現地見に行かれますか、どうしますか。
会長 2か所ちょっと確認しましょうよ。皆さんの実際の目で見ただけのと違ってくるかと思いますが。

事務局 わかりました。
事務局 9、10は農地で残すのでいいですか。
会長 そういうことですね。事務局からもう一度内容を整理して伝えてください。
事務局 はい。わかりました。
事務局 では、議案3号については番号で1番から6番については非農地といたします。7番8番については次の10
月の総会の時にもう1度審議し直したいと思います。ちょっと担当委員さんだけの判断では不安な面もあるの
で、事前現地確認を2か所行いたいと思うのでよろしくお願いします。9番10番については、所有者さんの
意向もありましたので、農地として残すということで決定したいと思います。

会長 事務局に整理してもらいましたが、議案3号については説明のとおりといたしたいと思います。
事務局 はい。（その他連絡事項等朗読）

事務局 次回の総会は、10月5日水曜日の午後2時からを予定しております。私からは以上になります。

会長

以上をもちまして、第26回上市町農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

15:00

閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和4年9月5日

上市町農業委員会

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

8 番 大江 登美江

9 番 青木 幸男